

令和 8 年度に実施予定の新たな取組について

1 発生抑制・資源循環への機運醸成

(1) 資源循環型ライフスタイルへの転換に向けた指針策定・普及促進

令和 7 年度に策定した事業者向け「ごみ減量&資源循環のための指針・事例集」を消費者側の目線で捉えなおした行動指針（市民向け指針）を策定し、その指針を周知することで、「資源循環型ライフスタイルへの転換」を促す。

市民向け指針の周知啓発は、関心を持ってもらえるよう、ホームページはもとより、大学の食堂や、スーパーの売り場、生活情報誌への掲載など、様々な機会を捉えて情報発信を行う。

(2) 市民・事業者・有識者等の対話のための協議体の設置・運営

プラスチック対策の機運醸成と協働の場として、市民団体や事業者、有識者等で構成する協議体を設け、事業者と消費者の認識の相互理解を深めるとともに、事業者間で先進事例、ノウハウ、経験等の共有や、モデル事業の水平展開などを図るための対話を促進する。

2 資源物回収拠点の拡充

資源物回収拠点の利用者への実地でのアンケート調査、及び資源物回収拠点の未利用者も対象とした資源物回収に関する web アンケート調査を現在、実施している。

アンケート調査結果を元に、京都市の資源物回収拠点拡充の方向性（場所、時間、品目、機能など）を整理し、令和 8 年度中にその方向性に則した資源物回収に係る実証事業の実施を検討している。

3 使い捨てプラスチック対策

消費者が商品購入の際にプラスチック製容器包装の少ない商品を選択できる環境を整えるため、小売店で付加されるプラスチック製容器包装の削減を図るモデル事業を創出する。モデル事業の創出に当たり、小売事業者が行う生鮮食品の量り売りやはだか売り、リユース容器利用などの取組を対象に、事業経費の一部を補助する。

また、レジ袋削減対策として、小売事業者の取組進捗度に応じて、レジ袋販売廃止に向けた紙袋等の転換や、レジ袋削減に向けた有料指定袋として活用できるレジ袋の販売などのモデル事業を事業者との連携・協働により実施する。

4 衣類対策

衣類の質の高い資源の循環を進めていくため、本市で拠点回収した古着類の一部を種類や状態ごとに選別し、価値の高いものとしてリユース・リサイクルできる可能性が高い種類の割合等の調査や最適な選別手法について検証する。

加えて、選別したもののうち、リユース可能なものについては、地域団体や小売り店舗等と連携し、本市域内でのリユースルート定着の可能性を検証する。

5 観光地における美化推進

食べ歩き等に伴うごみのポイ捨てが特に多く生じている観光地について、捨てられているごみの場所・物・量などの状況等を調査し、そのごみの発生要因等に応じた対策の実施につなげる。

6 ごみ出しが困難な高齢者への支援の充実に向けた社会実験

一定の要件を満たす世帯に対し、週に一度、自宅前までごみの収集に伺う、京都市ごみ収集福祉サービス（通称「まごころ収集」）について、の要件を緩和し支援の対象を拡大することで、ごみ出しが困難な高齢者等への支援の充実に向けた取組を進める。令和8年度は、令和9年度以降の全市展開において、安定的かつ円滑なサービスを提供していくために、利用を希望される世帯数や運用上の課題を把握するための社会実験を、対象地域を選定して実施する。